

# 青森県報

第三千八百四十号

平成二十六年  
五月九日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則…………… (総務学事課) …… 一

### 告 示

物品等の競争入札参加資格の一部改正…………… (行政経営管理課) …… 一  
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出…………… (健康福祉政策課) …… 二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出…………… (同) …… 三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 四

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防支援事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 五

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (障害福祉課) …… 五

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出…………… (同) …… 六

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (同) …… 六

## 規 則

家畜伝染病の発生…………… (畜産課) …… 六  
地籍調査事業計画…………… (農村整備課) …… 六  
証紙売りさばき人の指定…………… (会計管理課) …… 七  
肥料の登録…………… (食の安全・安心推進課) …… 七  
地籍調査の成果の認証…………… (農村整備課) …… 七

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十五号

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則(昭和六十一年四月青森県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号、第三条の表衛星通信サービス利用料の項及び第四条中「財団法人自治体衛星通信機構」を「一般財団法人自治体衛星通信機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

青森県告示第三百七十八号

平成二十六年一月三十一日青森県告示第五十一号(物品等の競争入札参加資格)の一部を次のように改正する。



変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
ヤ人利特定 ラ活動非 テ・動シ シシ営		"		青 仁 会 法 人		里 な ご み の 社		会 法 社 人 伸 康 社	
目問青 三森市 の町三第 三三二 一丁二		"		坂田八 一六の三 面木字赤		二藤弘 二狐前 の二市 七丁大 目字		一独弘 二狐前 一字的 の石大 一田字	
"		訪 問 介 護		訪 問 看 護		訪 問 介 護		通 所 介 護	
チヨス訪 エンテ介 ピシーア アシ護		"		ンテ・訪 五シ・問 福シ・看 ヨス護		るみヨス さのン き里な ひひシ		前学み 校校舎 弘弘の のみな の弘の	の 里 の タ ー ス イ セ ン の 観 音
二Rンシ原田八 号Aヤ一戸 室SAA三向 一Kメの向大 〇Uソ六河字	の台八 七一丁市 目一多 一賀	坂田八 二四の 四一木 の字大 一赤	七百尻八 四内市 六町字 の八	坂田八 二四の 四一木 の字大 一赤	七百尻八 四内市 六町字 の八	五三弘 九和前 の市 一川大 六合字	二藤弘 二狐前 の二市 七丁大 目字	沢独弘 三狐前 八字的 の松大 二ケ字	
二 五 ・ 三 ・ 六		"		二 五 ・ 〇 ・ 五		二 六 ・ 二 ・ 一		二 五 ・ 〇 ・ 一	

変更後	変更前	区 分
ぎ法社会 会人福祉 みや社		名 介 称 護 予 防 事 業 者
の太河八 八郎原戸 一山木市 一 字大 〇八 字	三ケ尻八 池内市 九町字 六の鴨	所主たる の所在事 務 務 者
通介護予 所介防 防		類事業の の種 防
ぎターピ ーみセー みやセン		名 介 称 護 予 防 事 業 所
下売八 三市戸 の字市 二観大 音 音 字		所 在 地
三平 ・成 ・二 ・三		年 変 月 更 日

青森県告示第三百八十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前
"		だ い ち 有 限 会 社	
の三 五番 五町 一六 の六 〇	三 〇番 和 田 市 東 六 の	の三 五番 五町 一六 の六 〇	三 〇番 和 田 市 東 六 の
訪 問 看 護		"	
ばヨス訪 ンテ問 ちシ看 ちく護		ばヨス訪 ンテ問 ちく護	
の三 五番 五町 一六 の六 〇	三 〇番 和 田 市 東 六 の	の三 五番 五町 一六 の六 〇	三 〇番 和 田 市 東 六 の
"		三 五 ・ 六 ・ 二	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
里なごみ株式会社の		会法人社会福祉伸康社		"		"		"	
二藤弘 二代前 の二市 七丁大 目字		一独弘 二狐前 一市市 の字石大 一田字		の太河八 八郎原戸 一山木市 一八字大 〇八字	三ケ尻八 池内戸 九町市 六字大 の鴨字	の太河八 八郎原戸 一山木市 一八字大 〇八字	三ケ尻八 池内戸 九町市 六字大 の鴨字	の太河八 八郎原戸 一山木市 一八字大 〇八字	三ケ尻八 池内戸 九町市 六字大 の鴨字
訪問護予防		通介護予防		介応認介 護型知護予 ず通症予 所対防		訪問護予防		"	
るみのヘル さの里ステ きさのらバ ひひご		前学み 校び舎弘 の里	のタ 里観音	護型地 き通域 ず所密 介着		ンテルみ パヤギ ーシー シヨスヘ		ちタビ よースイ うばセ ン	
五三弘 九和前 の字市 一六川大 合字合	二藤弘 二代前 の二市 七丁大 目字	沢独弘 三狐前 八市市 の字石大 二ケ字		下売八 三戸市 の市市 二観大 一音字		"		番八 町戸 七市 の市 一大大 字	
六・二 一		三三 五〇 一		"		"		"	

青森県告示第百八十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		だ有 い限 ち社		ヤ人利 リ活定 テ・動非 シ法営		青医 仁療 会法 人	
の三十 五番和 五町田市 の六東	三三十 〇番和 町田市 の六東	の三十 五番和 五町田市 の六東	三三十 〇番和 町田市 の六東	目問青 三屋森 の町市 三第二 一丁		坂田八 一面戸 六木市 の字大 三赤字	
訪問護予防		"		"		"	
ばヨス訪 ンテ問 ちー看 くシ護		ばヨス訪 ンテ問 ちー看 くシ護		チヨス訪 エンテ問 ピー介 シア護		ンテ・訪 一介問 五シ護 福ヨス	
の三十 五番和 五町田市 の六東	三三十 〇番和 町田市 の六東	の三十 五番和 五町田市 の六東	三三十 〇番和 町田市 の六東	二Rンシ原田八 号A S ヤー戸市 室 A I 三向市 一 K メの向大 〇 U ザ六河字	の台八 七一戸 丁目市 目多 賀	坂田八 二面戸 四木市 の字大 一赤字	七百尻八 刈内町市 四町市 六字大 の六八
"		二五 ・九 一六		二五 ・二 一六		二五 ・一 一五	

例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分		
仁会 医療法人青	株式会社あ つら	株式会社な ごみの里	社会福祉法 人友の会	社会福祉法 人みやぎ会	名 称	居宅介護支援事業者	八戸市大字 赤坂一六の三	八戸市大字 赤坂一六の三	八戸市大字 赤坂一六の三	名 称	居宅介護支援事業所	変 更 年 月 日
八戸市大字 赤坂一六の三	青森市大字 幸六丁目二〇	弘前市大字 藤二丁目二七	八戸市大字 熊ノ沢三 五の二	八戸市大字 熊ノ沢三 五の二	主たる事務 所所在地	居宅介護支 援事業所	八戸市大字 赤坂一六の三	八戸市大字 赤坂一六の三	八戸市大字 赤坂一六の三	名 称	居宅介護支援事業所	二 五 ・ 一 〇 ・ 五
居宅介護支 援事業所わ えみ	居宅介護支 援センター みのり	居宅介護支 援事業所な ごみの里ひ ろさき	居宅介護支 援事業所ほ つと八ウス	みやぎ居宅 介護支援事 業所	名 称	居宅介護支 援事業所	八戸市大字 赤坂一六の三	八戸市大字 赤坂一六の三	八戸市大字 赤坂一六の三	所 在 地	居宅介護支 援事業所	平 成 三 ・ 一 ・ 三
八戸市大字 赤坂二四の 一	八戸市大字 城南一四の 六	弘前市大字 三和一六	八戸市長根 一丁目二の 八	八戸市大字 熊ノ沢三 五の二	所 在 地	居宅介護支 援事業所	八戸市大字 赤坂一六の三	八戸市大字 赤坂一六の三	八戸市大字 赤坂一六の三	所 在 地	居宅介護支 援事業所	二 五 ・ 一 〇 ・ 一

青森県告示第百八十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
社会福祉法 人弘前豊徳 会	弘前市大字 大川一八の 一〇	地域包括支援センター 介護予防支援事業所
弘前市大字 大川一八の 一〇	弘前市大字 藤野二丁目 六の一	名 称
弘前市大字 藤野二丁目 六の一	弘前市大字 藤野二丁目 六の一	所 在 地
弘前市大字 藤野二丁目 六の一	弘前市大字 藤野二丁目 六の一	変 更 年 月 日

青森県告示第百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十六年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
フロントイア薬 局三戸店	三戸郡三戸町大字川守田字沖中一六の五	平成二六・五・一

青森県告示第百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十六年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分名	称	所在地	変更年月日
変更前	コーノ薬局東店	八戸市大字田向字毘沙門前九の一	平成六・三・一
変更後	アイセイ薬局田向店		
変更前	のぞみ薬局	八戸市大字田面木字堤下一五の一	
変更後	アイセイ薬局田面木店		"

青森県告示第百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十六年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定辞退年月日
会営八戸第一調剤薬局	八戸市大字馬場町一三	平成六・三・六

青森県告示第百八十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨネネ病	牛	患者	一	上北郡横浜町	平成六・四・一六

青森県告示第百八十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十六年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたとので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十六年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市	大字細越字内長沢の一部、字栄山、大字高田字朝日山、大字小館字菊川、字亀山の一部、大字入内字一ノ沢の一部	平成二十六年五月九日から平成二十七年三月三十一日まで
弘前市	大字石渡字田浦、大字石渡五丁目、大字八代町、大字町田一丁目、大字町田三丁目、大字船水字勝浦、字松尾、字横船、大字船水一丁目、大字船水二丁目、大字船水三丁目、大字船水二丁目、大字岩井の一部、大字外瀬一丁目、大字外瀬二丁目、大字藤野一丁目、大字藤野二丁目	
八戸市	大字根城字大久保、根城七丁目的一部	

五所川原市	金木町喜良市相野山の一部
むつ市	金谷一丁目の一部、小川町二丁目の一部

青森県告示第百八十八号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十六年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称  
五所川原市字布屋町一九の一六  
有限会社オフィス桑田
- 二 指定年月日  
平成二十六年四月三十日
- 三 売りさばき場所  
五所川原市字布屋町三八の一

公 告

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項の規定により、平成二十六年四月二十二日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十六年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
------	-------	-------	------------------	------------	-------------------------

青森県第 三七五号	なたね油か す及びその 粉末	横浜菜種パ ワー	窒素全量 四・八 りん酸全量 二・四 加里全量 一・四	公定規格 のとおり	有限会社すぎ やま 上北郡横浜町 七字大豆田一二
--------------	----------------------	-------------	--	--------------	-----------------------------------

地籍調査の成果の認証

八戸市、弘前市及びむつ市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十六年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
八戸市	根城 鮫町	牛ヶ沢 小長根、冷水の一部
弘前市	土堂 藤代 石渡 石渡一丁目	長根、早川 平田、広田 玉水、大保
むつ市	小川町一丁目的一部 金谷一丁目の一部 田名部	字松山の一部

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭